

報道発表資料の配付日時 11月28日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	北海道環境教育等行動計画(第2次計画)(素案)に係る道民意見提出手続 (パブリックコメント)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>本道の環境教育等を推進し、道民一人ひとりの具体的な行動を促進するための計画である「北海道環境教育等行動計画(第2次計画)(素案)」について、パブリックコメントを実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 募集期間 令和6年(2024年)11月29日(金)～令和6年(2024年)12月28日(土)まで (変更後)令和7年(2025年)1月6日(月)まで</p> <p>2 計画等の案及び参考資料の入手方法(HPでの公開は11月29日9時～)</p> <p>(1) 北海道環境生活部環境保全局環境政策課ホームページ ① <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kyouiku/publiccomment.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kyouiku/publiccomment.html</a> ※ 子ども向けは、北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページ ② <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html</a></p> <p>(2) 以下の場所での閲覧及び配布 ア 北海道環境生活部環境保全局環境政策課(道庁12階) イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)行政情報コーナー エ 各総合振興局及び各振興局保健環境部環境生活課 ※ 上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配布を御希望の方は、担当職員にお申し付けください。</p> <p>3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールなどにより、北海道環境生活部環境保全局環境政策課宛て送付してください。 ※ 詳細は、別添「道民意見提出手続の募集要領」を御参照ください。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	:(場所)	

担当 (連絡先)	環境生活部環境保全局環境政策課企画調整係 課長補佐 滝山 広行 TEL ダイヤルイン 011-204-5187 内線 24-204 公用スマホ 011-585-6102 内線 21-941
-------------	--

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和6年(2024年)11月29日

- 1 計画等の案の名称  
北海道環境教育等行動計画(第2次計画)(素案)
  - 2 参考資料の名称  
北海道環境教育等行動計画(第2次計画)(素案)の概要  
北海道環境教育等行動計画(第2次計画)(素案)の概要(やさしい版)※子ども向け
  - 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
    - (1) 北海道のホームページ(環境生活部自然環境局ホームページ)への掲載  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kyouiku/publiccomment.html>)  
※子ども向けは保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページに掲載  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html>)
    - (2) 以下の場所での閲覧及び配布
      - ア 北海道環境生活部環境保全局環境政策課(道庁12階)
      - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)
      - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
      - エ 各総合振興局保健環境部環境生活課及び各振興局保健環境部環境生活課※ 上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付を御希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間  
~~令和6年(2024年)11月29日(金)～令和6年(2024年)12月28日(土)~~  
(変更後)令和7年(2025年)1月6日(月)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部環境保全局環境政策課  
※~~令和6年(2024年)12月28日(土)必着~~ (変更後)令和7年(2025年)1月6日(月)必着
  - (2) ファクシミリ 011-232-1301
  - (3) 電子メール [kansei.kankyoul@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.kankyoul@pref.hokkaido.lg.jp)
  - (4) 電子申請サービス(子ども向け)  
<https://www.har.p.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=y101JfE1>
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和7年(2025年)2月下旬頃を目途に、「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を必ず記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出は御遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日(土曜日・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨を御連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
  - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

環境生活部環境保全局環境政策課(企画調整係)

電話 011-204-5187

# 「北海道環境教育等行動計画」の改定素案について【概要版】

## I 改定の経緯

- ・ 道は、環境教育等を推進し、関係者が協力しながら道民一人ひとりの具体的な行動を促進するため、「環境教育等促進法」に基づき、平成26年3月に「北海道環境教育等行動計画」を策定。
- ・ 計画期間の概ね10年が経過し、また、法に基づく国の基本方針が本年5月に改定されたことから、北海道環境教育等推進懇談会からの意見も踏まえ、必要な見直しを行うもの。

## II 素案の概要

### 第1章 計画の基本的事項

#### 1. 環境教育をとりまく現状

- ・ 「気候変動問題」、「生物多様性の損失」などの地球規模の環境問題や、全国を上回る急激な人口減少などの社会問題の解決に向けて、地域環境を守り、持続可能な社会を構築する人材の育成が必要。
- ・ 新たな国の基本方針が令和6年5月に閣議決定。
- ・ こうした状況を踏まえ、本道における環境教育等を一層推進し、道民、民間団体等や道が協力しながら、道民一人ひとりの行動変容を促すため、「北海道環境教育等行動計画」の見直しを実施。

#### 2. 計画の位置づけ

「環境教育等促進法」第8条に基づく行動計画、また、「北海道環境基本計画（第3次計画）」の共通施策である「環境に配慮する人づくり」の推進をより総合的・体系的に進めるための個別計画

#### 3. 計画の期間

「環境に配慮する人づくり」は継続的な取組が必要なため、令和7年度から概ね10年間

#### 4. 計画の目指す方向

- ・ 「持続可能な社会の構築」を実現するためには、環境に配慮するひとづくりが極めて重要。
- ・ 北海道には豊かな自然環境が存在し、その価値をこの先も守り抜くことが求められる。

#### 【目指す方向】

道民一人ひとりが参加し各主体と協働しながら、北海道の自然環境を守り、持続可能な社会への変革を進めるため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めます。

#### 【推進にあたっての8つの視点】

- ①一人ひとりが学び、考え、行動する
- ②本道における環境問題・社会問題の特性を踏まえる
- ③環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる
- ④持続可能な社会への変革をすすめ、地域循環共生圏の創造につなげる(新規追加)
- ⑤体験活動、多様な主体同士の対話と協働を重視する
- ⑥ライフステージに応じる
- ⑦地域社会全体が協働して取り組む
- ⑧いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ

## 第2章 本道の取組の現状と課題

### 1. 第1次計画における本道の取組状況

施策	主な取組	主な課題
人材の育成・効果的な活用	・教職員等を対象とした環境教育や環境保全活動の推進 ・道内各地に環境分野の専門家を派遣	・人材の更なる活用が必要 ・活動できる環境整備や活動機会を増やす取組が必要
機会提供・環境配慮行動の意識付け	・道内各地で環境関連イベントや学習会を開催 ・教育プログラム集を作成・公開	・身近に参加、実施できる仕組みや機会を一層充実させる必要 ・実施主体間の協働による効率化が重要
拠点機能の整備	・「北海道環境サポートセンター」等を活用した各主体への情報提供や地域を主導できるリーダー育成	・拠点機能を活かした各主体間の調整役であるコーディネーターや地域の環境教育を推進するリーダーの更なる育成が必要
協働取組の推進	・学校や事業所との協働事業を実施	・コーディネーター等の主体間の調整役の人材育成の促進
情報の提供	・環境教育に関する啓発物や環境関連情報を広く道民に提供	・環境教育関連情報の提供体制の充実 ・情報の一元管理、情報基盤の整理
調査研究	・環境への道民の意識やニーズを調査	・環境教育等に関する事例や知見等の蓄積

### 2. 各主体の環境配慮行動等の推進状況

主体	現状
個人	・環境配慮の意識・関心は増加傾向
学校	・すべての小中学校で環境教育が取り組まれている
事業者	・SDGsに積極的に取り組む企業が増加傾向
関連団体	・環境教育に関連する団体数は微減し、活動の継続が喫緊の課題
市町村	・環境情報等の提供や地域の環境保全活動の支援などの取組が推進されている

## 第3章 計画の推進

### 1. 各主体に期待される役割

主体	期待される役割
個人	(家庭で) 環境に配慮した暮らしの知恵の伝達 (学校で) 環境に配慮する知識の習得・環境配慮行動の習慣化 (職場で) 事業活動による環境負荷低減に向けた取組の推進 (地域社会で) 様々な人々との交流や身近な自然とのふれあいを通して豊かな経験を 得られる場への参加・協力
学校	・児童生徒や教職員、関係者の変容を導く環境教育の推進 など
事業者	・事業活動に伴う環境負荷の低減 など
関連団体	・地域に密着した地道な環境保全活動の担い手 など
市町村	・環境保全に関する住民の機運醸成 など
道	・環境保全、環境教育に携わる人材や機会の提供 ・様々な主体の活動・取組をつなぐ ・他分野(ゼロカーボン、廃棄物処理など)との連携推進 など

### 2. 多様な主体の連携・協働

- ・環境教育等の取組を効果的に推進するには、個人、学校、事業者等の各主体が適切に役割分担し、対等な立場で相互に連携・協働して取り組むことが重要。
- ・連携・協働の取組は、各主体をつなぐ「コーディネーター等」も重要であり、こうした人材育成と活躍の機会創出などを協働して作り上げることが必要。

### 3. 計画の推進施策

現計画の課題、各主体に期待される役割を踏まえ、道として以下に取り組む。

項目	主な取組
人材の育成・効果的な活用	・地域の住民団体等が開催する環境学習会等に講師を派遣 ・環境教育指導者の育成と活用の促進 など
機会提供・環境配慮行動の意識付け・行動変容	・関係機関、団体等と連携した環境教育機会の提供 ・様々な生活の場における省エネ・省資源行動の実践 ・環境教育プログラム当を作成・更新・普及 など
拠点機能の整備	・市民活動や企業とのネットワークづくり、市町村・学校等との連携・協働推進及び主体間コーディネートなど、中間支援機能の充実 ・環境負荷の少ないライフスタイル形成に資する学習会、自然と人との共生を促す体験型学習会を開催、地域リーダー育成に向けた内容の検討 など
協働取組の推進	・環境教育に携わる人材や団体等の情報を統合・整理し、環境教育に係る地域ニーズと適切な人材のマッチングを推進 ・地域をコーディネートできる人材の育成及び活躍の場の提供 など
情報の提供	・より効率的な情報発信の実施 など
調査研究	・環境教育や環境保全活動を推進するプレーヤーである、市町村・事業者・教育現場に向けたニーズ調査を実施 など

## 第4章 計画の進行管理

### 1. 推進体制

「北海道環境政策推進会議」で庁内各部等の連携を図り、様々な分野にわたる環境教育関連施策を総合的・体系的に展開。

### 2. 点検

取組の推進状況を把握するため、次の指標を設定するとともに、道の関連施策の実施状況、市町村や民間における環境保全活動等を取りまとめ、毎年度点検を行い、その結果を道のホームページで公表。

主体	項目	現状	目標 (R17)
個人(住民)	・環境配慮活動の実践者の割合(日常生活において環境に配慮した行動を行う個人の割合)	71.8% (R5年度)	70%を維持
事業所	・北海道グリーン・Biz認定制度(優良な取組部門)の登録事業所数	1,495事業所 (R6年3月)	1,700事業所
学校	・環境教育を実施している小・中学校、高校、特別支援学校の割合	調査中 (R6年度)	100%

## Ⅲ スケジュール

- 令和6年11月 計画素案の委員会報告、パブリックコメントの実施
- 7年1月 懇談会の開催、計画案の検討
- 2月 計画案の委員会報告
- 3月 計画の改定、公表